

第4 その他の漁船関係の申請について

1 漁船登録票再交付申請（様式 45 頁）

漁船登録票を紛失又はき損したときは、速やかに漁船登録票再交付申請書を提出してください。き損している場合は、その漁船登録票を添付して提出してください。

（注）漁船登録票のき損とは、記載内容が確認できない、破損している、包装等されていて県が登録票に加除訂正や押印等ができない状態をいいます。

なお、漁船の使用者は、漁船を運航し又は操業する場合には、漁船内に漁船登録票を備え付けなければなりません。（法第 15 条第 1 項）

また、漁船登録票を紛失又はき損している場合は、漁船検認を実施しません。

2 漁船登録票返納届（様式 46 頁、手数料不要）

登録を受けた漁船が漁船でなくなったため登録がその効力を失ったとき、又は、登録が取り消されたときは、所有者は、遅滞なく、漁船登録票返納届に漁船登録票（紛失している場合は、漁船登録票紛失届 様式 47 頁）を添付し、提出してください。（法第 20 条第 1 項）

新たな所有者が譲受により当該漁船に登録する場合は、旧所有者の漁船登録票返納届と漁船登録票を添付してください。旧所有者が登録票を紛失している場合は、予め旧所有者が漁船登録票再交付申請を行い、登録票の再交付を受けてください。

所有者が死亡（解散）したことにより漁船としての効力を失ったときは、親族の方（役員の方）が提出してください。

3 漁船原簿及び登録票の記載事項訂正願（様式 48 頁 手数料不要）

漁船の変更登録の要件に該当しない次の事項等について漁船登録票の記載事項を訂正する場合は、漁船原簿及び登録票の記載事項訂正願に漁船登録票を添付し提出してください。

- ・同一推進機関の種類、かつ同一馬力数の推進機関に換装したとき
（換装したジーゼル機関のメーカー型式を変更します。中古機関の場合は、推進機関経歴書が必要です。）
- ・所属していた漁協等から新たな漁協等に所属したとき
- ・行政区画の変更により住所表示が変更になったとき

4 漁船原簿謄本交付請求（様式 49 頁）

何人でも、登録している漁船の登録の謄本の交付を請求することができます。（法第 21 条）必要な漁船原簿謄本を請求する場合は、漁船原簿謄本交付請求書に謄本 1 件につき所定の三重県証紙を添付して、事務所水産室又は県庁水産資源管理課へ請求してください。なお、漁船登録を抹消した漁船原簿謄本の請求にあたっては、必ず、請求書の右上に「抹消」と朱書きしてください。

請求された漁船原簿謄本は、原則、漁協経由により申請者へ交付しますが、請求書に返信用切手及び封筒を添付していただければ、直接、申請者に送付します。

（注）請求書に所定の金額以上の三重県証紙を添付する場合は、必ず、「過剰納付何円承諾」の旨を朱書きし、署名してください。

5 漁船登録票の交換交付申請（様式 50 頁 手数料不要）

漁船検認後、検認証印を漁船登録票の欄外又は裏面に押印された時は、漁船登録票交換交付申請書にその漁船登録票を添付して提出してください。